

せいそう 速報 労働者

2015 年 11 月 17 日
No. 1109
東京清掃労働組合
企画・総務局

2016 賃金確定闘争、妥結を判断

区長会のかたくなな認識を変えさせ 技能・業務系人事制度について 今後の協議に道筋！ストライキは回避

- 勧告は完全実施。業務職給料表は行（一）給料表に準じて改定。再任用給料表はすべての級で一律 400 円の引上げ改定

本日早朝より断続的に開催した専門委員会交渉、小委員会交渉、さらには事務折衝を積み重ね組合員の切実な思いを繰り返し訴えました。しかし区長会は、「業務職給料表は依然として高い水準にある」とし切替調整措置については「維持する必要がある」との考えを示しました。また、技能・業務系人事制度については「現時点において所要の見直しを図ってきている」との考え方に固執しました。こう着状態の打開に向けて、労使のトップ会談がもたれ、区長会からようやく踏み込んだ考え方が示されました。区長会の最終提案は、組合員全員で闘い抜いた成果であると、中央委員会で受け入れを判断し、実力行使は回避することとしました。

区長会の最終提案は、月例給については勧告どおり改定し、平成28年4月1日から適用する。また、特別給について、勤勉手当の年間支給月数を0.1月引上げ、1.8月とする。今年度については、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるとしました。業務職給料表についても行政職給料表（一）の改定に準じて引上げ改定としました。

さらに、「所要の見直しを図ってきているものと認識している」と主張してきた技能・業務系人事制度について「行政職系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度に影響が生じると見込まれるときには、その対応について、皆さんと協議してまいりたい」。雇用と年金の接続の問題についても人事委員会から依頼され実施している再任用職員等実態調査の動向を注視して、「必要があると認められる場合には、所要の検討をしてまいりたい」との考えを示しました。これは、今後の協議の道筋をつけたもので、大きな成果といえます。

2年続けて見直しされた切替調整措置については、終了の決断が得られませんでした。このことについて最終局面でも歩み寄りを引き出せなかったことは不満なものであります。

しかし、技能・業務系人事制度についての道筋が得られたことから、組合員の総力で、今後の展望を切り拓いていかなければなりません。

引き続き闘いは継続します。国からの政治的圧力で、区長会が態度を硬化させるなか、地連・支部における要請行動や決起集会、署名行動やステッカー闘争など、全組合員の総力をあげた大衆行動で闘い抜いた結果と受け止め、総合的に妥結を判断しました。よって、ストライキは回避とします。職場報告集会での情報共有と意思統一をお願いします。

平成28年度給与改定（第4回）団体交渉

1. 日 時 2016年11月17日（木）20時29分から20時36分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、石川副区長会副会長（足立区）、佐藤副区長会役員（荒川区）、板垣副区長会役員（世田谷区）、橋本副区長会役員（板橋区）、高野副区長会役員（墨田区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：藤田人事企画部長（特人厚）、鈴木調査課長（特人厚）川原井勤労課長（特人厚）、廣井副参事（特人厚）

清掃労組：

桐田中央執行委員長、坂本副中央執行委員長、中里副中央執行委員長、染書記長、多田書記次長、渡辺常任中央執行委員、西村常任中央執行委員、野崎常任中央執行委員、倉貫常任中央執行委員、森田常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

これまでに申し上げてきましたとおり、特別区は、依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、質の高い区民サービスを提供していくためには、より一層の公務能率の向上に努めていかなければなりません。

また、区民は、区政を担う職員の勤務条件について、これまで以上に強い関心を寄せております。

私どもは、10月11日の人事委員会勧告以降、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

まず、本年の給与改定につきましては、勧告どおり実施することといたします。

具体的には、月例給について、人事委員会が勧告した給料表のとおり改定することとし、平成28年4月1日から適用することといたします。

また、特別給について、勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げ、1.8月といたします。なお、今年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることといたします。

来年度以降の6月期、12月期の勤勉手当の支給月数につきましては、別紙「勤勉手当に係る支給月数の改正について（案）」のとおりです。

次に、業務職給料表について申し上げます。

これまでに申し上げてきましたとおり、業務職給料表につきましては、依然として高い水準にあるとの認識の下、改定に関し慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、業務職給料表について、別紙「業務職給料表の改定について（案）」のとおり、行政職給料表（一）の改定に準じて引き上げる改定をすることとし、勧告給料表と同じく、平成28年4月1日から適用することといたします。

次に、業務職給料表の号給切替えに伴う昇給調整措置について申し上げます。

業務職給料表の号給切替えに伴う昇給調整措置につきましては、私どもの基本的な考え方を小委員会交渉で申し上げたところですが、現状での対応は困難であります。

以上の内容で、必要な条例議案を各区議会に提案する準備をいたします。

なお、月例給、特別給とも、今回の改定に伴う増額分につきましては、各区議会における議決の後、できる限り速やかに支給できるよう手続を進めてまいります。

次に、技能・業務系人事制度について申し上げます。

皆さんからは、行政系人事制度の見直しに遅れることなく、技能・業務系人事制度の見直しをするよう、強い要求をいただいております。私どもとしましては、行政系人事制度のあり方について、係長職昇任選考における受験率の低下や職務・職責が不明確な職の存在などの課題に対応するために検討をしておりますが、これらの課題は、行政系人事制度における固有のものと認識しております。しかしながら、行政系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度に影響が生じると見込まれるときには、その対応について、皆さんと協議してまいりたいと考えております。その他、各区における制度の運用状況等から必要性が認められる場合には、適切な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、雇用と年金の接続について申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、民間における高齢期雇用のあり方や国、他団体の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、人事委員会は、本年の人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見において「フルタイム再任用職員の活用が更に拡大している状況を踏まえ、各区における再任用職員の活用状況等を把握し、組織全体の活力向上策の研究を進めるための実態調査を実施する」としました。

このことを受け、人事委員会は、先日、再任用職員等実態調査を各区の人事担当課に依頼しております。私どもとしましては、この調査の動向についても注視するとともに、必要があると認められる場合には、所要の検討をしてまいりたいと考えております。

その他の事項につきましては、私どもの考え方を先ほどの専門委員会交渉で示したところです。

「昇任選考における「育児休業中の者の取扱い」の見直しについて」のほか、その他の給与改定諸項目につきましては、別紙のとおりといたします。

最後に申し上げます。

今給与改定交渉においては、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、私どもといたしましては、自主的な解決を図るという観点から、熟慮に熟慮を重ね、重い判断をしたところですので、是非ともご理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、皆さん方から2016年度の給与改定について、考え方と回答が示されました。

私どもは、技能・業務系人事制度について、具体的な問題点を指摘してまいりました。行政系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度にも様々な影響が生じると私どもは認識しております。その際には、皆さん方と協議してまいりたいと考えております。

また、雇用と年金の接続について、皆さん方から、人事委員会が行う再任用実態調査について、考え方が示されました。この調査結果においても、現行制度の

様々な問題等が明らかになると考えております。

皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、踏み込んだものと受け止めて、機関に持ち帰り判断することといたします。

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考				
行政職給料表（一） 医療職給料表（一） 医療職給料表（二） 医療職給料表（三） 幼稚園教育職員給料表	勧告のとおり実施する。	平成 28 年 4 月 1 日 から適用				
特別給	支給月数を次のように改める。 <table border="1"><tr><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>4. 30 月</td><td>4. 40 月</td></tr></table> (0.10 月の引上げ分は、勤勉手当に割り振 る。) 別紙のとおり	現行	改正後	4. 30 月	4. 40 月	
現行	改正後					
4. 30 月	4. 40 月					
業務職給料表	別紙のとおり	平成 28 年 4 月 1 日 から適用				
勤勉手当の支給に係る育児 休業の取扱いについて	小委員会で示したとおり					
介護時間等に係る給与の取 扱いについて	小委員会で示したとおり					
昇任選考における「育児休業 中の者の取扱い」の見直しに ついて	小委員会で示したとおり					

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用 制度の各区事項化	平成 29 年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き 続き協議事項とする。
勧奨退職特例措置の各区事 項化	平成 29 年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き 続き協議事項とする。

業務職給料表の改定について (案)

1 改定方針

行政職給料表 (一) における公民較差の解消による引上げにあわせて、現在の業務職給料表(平成 28 年 4 月 1 日適用)の給料月額を、行政職給料表(一)の引上げと同率程度引き上げる。

2 業務職給料表

別紙のとおり

3 適用日

平成 28 年 4 月 1 日

勤勉手当に係る支給月数の改正について (案)

1 平成 28 年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員 (再任用職員以外の職員)

	6 月	1 2 月	3 月	計
期末手当	1. 1 5 月	1. 2 0 月	0. 2 5 月	2. 6 0 月
勤勉手当	0. 8 5 月	0. 9 5 月	—	1. 8 0 月
計	2. 0 0 月	2. 1 5 月	0. 2 5 月	4. 4 0 月

(2) 一般職員 (再任用職員)

	6 月	1 2 月	3 月	計
期末手当	0. 6 5 月	0. 7 0 月	0. 1 0 月	1. 4 5 月
勤勉手当	0. 4 0 月	0. 4 5 月	—	0. 8 5 月
計	1. 0 5 月	1. 1 5 月	0. 1 0 月	2. 3 0 月

2 平成29年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15 月	1.20 月	0.25 月	2.60 月
勤勉手当	0.90 月	0.90 月	—	1.80 月
計	2.05 月	2.10 月	0.25 月	4.40 月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65 月	0.70 月	0.10 月	1.45 月
勤勉手当	0.425 月	0.425 月	—	0.85 月
計	1.075 月	1.125 月	0.10 月	2.30 月

	1級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
1	132,500	1,000	134,000	1,000	1,500	1.13%
2	133,500	1,000	135,000	1,000	1,500	1.12%
3	134,500	1,000	136,000	1,000	1,500	1.12%
4	135,500	1,000	137,000	1,000	1,500	1.11%
5	136,500	1,000	138,000	1,000	1,500	1.10%
6	137,500	1,100	139,000	1,100	1,500	1.09%
7	138,600	1,100	140,100	1,100	1,500	1.08%
8	139,700	1,300	141,200	1,200	1,500	1.07%
9	141,000	1,000	142,400	1,100	1,400	0.99%
10	142,000	1,100	143,500	1,100	1,500	1.06%
11	143,100	1,000	144,600	1,000	1,500	1.05%
12	144,100	1,300	145,600	1,100	1,500	1.04%
13	145,400	1,000	146,700	1,000	1,300	0.89%
14	146,400	1,100	147,700	1,100	1,300	0.89%
15	147,500	1,100	148,800	1,000	1,300	0.88%
16	148,600	1,300	149,800	1,200	1,200	0.81%
17	149,900	1,200	151,000	1,000	1,100	0.73%
18	151,100	1,300	152,000	1,200	900	0.60%
19	152,400	1,300	153,200	1,100	800	0.52%
20	153,700	900	154,300	800	600	0.39%
21	154,600	1,600	155,100	1,500	500	0.32%
22	156,200	1,500	156,600	1,500	400	0.26%
23	157,700	1,700	158,100	1,600	400	0.25%
24	159,400	1,700	159,700	1,700	300	0.19%
25	161,100	1,000	161,400	1,000	300	0.19%
26	162,100	1,100	162,400	1,000	300	0.19%
27	163,200	1,000	163,400	1,100	200	0.12%
28	164,200	1,100	164,500	1,100	300	0.18%
29	165,300	1,200	165,600	1,200	300	0.18%
30	166,500	1,300	166,800	1,200	300	0.18%
31	167,800	1,300	168,000	1,400	200	0.12%
32	169,100	1,100	169,400	1,000	300	0.18%
33	170,200	1,200	170,400	1,300	200	0.12%
34	171,400	1,300	171,700	1,300	300	0.18%
35	172,700	1,200	173,000	1,200	300	0.17%
36	173,900	1,300	174,200	1,300	300	0.17%
37	175,200	1,400	175,500	1,400	300	0.17%
38	176,600	1,400	176,900	1,400	300	0.17%
39	178,000	1,600	178,300	1,500	300	0.17%
40	179,600	1,600	179,800	1,700	200	0.11%
41	181,200	1,500	181,500	1,500	300	0.17%
42	182,700	1,600	183,000	1,500	300	0.16%
43	184,300	1,700	184,500	1,700	200	0.11%
44	186,000	1,500	186,200	1,600	200	0.11%
45	187,500	1,700	187,800	1,700	300	0.16%
46	189,200	1,800	189,500	1,800	300	0.16%
47	191,000	1,700	191,300	1,600	300	0.16%
48	192,700	1,800	192,900	1,900	200	0.10%
49	194,500	1,600	194,800	1,600	300	0.15%
50	196,100	1,900	196,400	1,800	300	0.15%
51	198,000	1,700	198,200	1,700	200	0.10%
52	199,700	1,900	199,900	1,900	200	0.10%
53	201,600	1,400	201,800	1,500	200	0.10%
54	203,000	1,800	203,300	1,800	300	0.15%
55	204,800	1,600	205,100	1,600	300	0.15%
56	206,400	1,700	206,700	1,700	300	0.15%
57	208,100	1,700	208,400	1,700	300	0.14%
58	209,800	1,600	210,100	1,600	300	0.14%
59	211,400	1,800	211,700	1,600	300	0.14%
60	213,200	1,900	213,300	2,000	100	0.05%
61	215,100	1,100	215,300	1,200	200	0.09%
62	216,200	1,600	216,500	1,500	300	0.14%
63	217,800	1,700	218,000	1,700	200	0.09%
64	219,500	2,400	219,700	2,300	200	0.09%
65	221,900	700	222,000	900	100	0.05%
66	222,600	1,500	222,900	1,400	300	0.13%
67	224,100	1,600	224,300	1,700	200	0.09%
68	225,700	1,800	226,000	1,700	300	0.13%

	1級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
69	227,500	1,600	227,700	1,700	200	0.09%
70	229,100	1,600	229,400	1,600	300	0.13%
71	230,700	1,500	231,000	1,500	300	0.13%
72	232,200	1,700	232,500	1,600	300	0.13%
73	233,900	1,500	234,100	1,500	200	0.09%
74	235,400	1,600	235,600	1,600	200	0.08%
75	237,000	1,600	237,200	1,600	200	0.08%
76	238,600	1,400	238,800	1,400	200	0.08%
77	240,000	1,500	240,200	1,500	200	0.08%
78	241,500	1,500	241,700	1,500	200	0.08%
79	243,000	1,500	243,200	1,500	200	0.08%
80	244,500	1,600	244,700	1,600	200	0.08%
81	246,100	1,600	246,300	1,600	200	0.08%
82	247,700	1,500	247,900	1,500	200	0.08%
83	249,200	1,500	249,400	1,500	200	0.08%
84	250,700	1,500	250,900	1,500	200	0.08%
85	252,200	1,500	252,400	1,500	200	0.08%
86	253,700	1,400	253,900	1,400	200	0.08%
87	255,100	1,700	255,300	1,700	200	0.08%
88	256,800	1,400	257,000	1,400	200	0.08%
89	258,200	1,400	258,400	1,400	200	0.08%
90	259,600	1,500	259,800	1,500	200	0.08%
91	261,100	1,300	261,300	1,300	200	0.08%
92	262,400	1,400	262,600	1,400	200	0.08%
93	263,800	1,000	264,000	1,000	200	0.08%
94	264,800	1,100	265,000	1,000	200	0.08%
95	265,900	1,100	266,000	1,200	100	0.04%
96	267,000	1,300	267,200	1,200	200	0.07%
97	268,300	1,100	268,400	1,200	100	0.04%
98	269,400	1,100	269,600	1,000	200	0.07%
99	270,500	1,000	270,600	1,100	100	0.04%
100	271,500	1,300	271,700	1,200	200	0.07%
101	272,800	900	272,900	1,000	100	0.04%
102	273,700	900	273,900	900	200	0.07%
103	274,600	900	274,800	900	200	0.07%
104	275,500	1,000	275,700	900	200	0.07%
105	276,500	800	276,600	800	100	0.04%
106	277,300	700	277,400	700	100	0.04%
107	278,000	800	278,100	800	100	0.04%
108	278,800	800	278,900	800	100	0.04%
109	279,600	700	279,700	700	100	0.04%
110	280,300	800	280,400	800	100	0.04%
111	281,100	700	281,200	700	100	0.04%
112	281,800	700	281,900	700	100	0.04%
113	282,500	500	282,600	600	100	0.04%
114	283,000	400	283,200	400	200	0.07%
115	283,400	300	283,600	300	200	0.07%
116	283,700	400	283,900	300	200	0.07%
117	284,100	400	284,200	500	100	0.04%
118	284,500	500	284,700	500	200	0.07%
119	285,000	500	285,200	500	200	0.07%
120	285,500	400	285,700	400	200	0.07%
121	285,900	500	286,100	400	200	0.07%
122	286,400	300	286,500	400	100	0.03%
123	286,700	500	286,900	400	200	0.07%
124	287,200	400	287,300	500	100	0.03%
125	287,600	400	287,800	400	200	0.07%
126	288,000	400	288,200	400	200	0.07%
127	288,400	300	288,600	300	200	0.07%
128	288,700	300	288,900	300	200	0.07%
129	289,000	300	289,200	300	200	0.07%
130	289,300	300	289,500	300	200	0.07%
131	289,600	400	289,800	400	200	0.07%
132	290,000	600	290,200	500	200	0.07%
133	290,600	200	290,700	200	100	0.03%
134	290,800	200	290,900	300	100	0.03%
135	291,000	300	291,200	400	200	0.07%
136	291,300	500	291,600	300	300	0.10%

	1級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
137	291,800	200	291,900	300	100	0.03%
138	292,000	300	292,200	300	200	0.07%
139	292,300	400	292,500	400	200	0.07%
140	292,700	300	292,900	300	200	0.07%
141	293,000	400	293,200	300	200	0.07%
142	293,400	300	293,500	400	100	0.03%
143	293,700	300	293,900	200	200	0.07%
144	294,000	300	294,100	400	100	0.03%
145	294,300	300	294,500	300	200	0.07%
146	294,600	300	294,800	300	200	0.07%
147	294,900	300	295,100	300	200	0.07%
148	295,200	300	295,400	300	200	0.07%
149	295,500	300	295,700	300	200	0.07%
150	295,800	300	296,000	300	200	0.07%
151	296,100	300	296,300	300	200	0.07%
152	296,400	300	296,600	300	200	0.07%
153	296,700		296,900		200	0.07%
154						
155						
156						
157						
再任用職員	210,800		211,200		400	0.19%

	2級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
1	201,800	1,700	202,100	1,700	300	0.15%
2	203,500	1,900	203,800	2,000	300	0.15%
3	205,400	1,900	205,800	1,800	400	0.19%
4	207,300	1,600	207,600	1,500	300	0.14%
5	208,900	1,800	209,100	2,000	200	0.10%
6	210,700	1,700	211,100	1,700	400	0.19%
7	212,400	1,700	212,800	1,700	400	0.19%
8	214,100	1,200	214,500	1,200	400	0.19%
9	215,300	2,400	215,700	2,400	400	0.19%
10	217,700	1,600	218,100	1,500	400	0.18%
11	219,300	1,900	219,600	2,000	300	0.14%
12	221,200	1,200	221,600	1,000	400	0.18%
13	222,400	2,100	222,600	2,300	200	0.09%
14	224,500	1,600	224,900	1,600	400	0.18%
15	226,100	1,800	226,500	1,700	400	0.18%
16	227,900	1,300	228,200	1,100	300	0.13%
17	229,200	2,100	229,300	2,300	100	0.04%
18	231,300	1,900	231,600	1,800	300	0.13%
19	233,200	1,800	233,400	1,900	200	0.09%
20	235,000	1,600	235,300	1,400	300	0.13%
21	236,600	1,700	236,700	1,900	100	0.04%
22	238,300	1,700	238,600	1,600	300	0.13%
23	240,000	1,700	240,200	1,800	200	0.08%
24	241,700	1,500	242,000	1,500	300	0.12%
25	243,200	1,700	243,500	1,600	300	0.12%
26	244,900	1,800	245,100	1,900	200	0.08%
27	246,700	1,600	247,000	1,500	300	0.12%
28	248,300	1,600	248,500	1,600	200	0.08%
29	249,900	1,600	250,100	1,600	200	0.08%
30	251,500	1,600	251,700	1,600	200	0.08%
31	253,100	1,600	253,300	1,600	200	0.08%
32	254,700	1,600	254,900	1,600	200	0.08%
33	256,300	1,600	256,500	1,600	200	0.08%
34	257,900	1,500	258,100	1,500	200	0.08%
35	259,400	1,600	259,600	1,600	200	0.08%
36	261,000	1,500	261,200	1,600	200	0.08%
37	262,500	1,700	262,800	1,500	300	0.11%
38	264,200	1,500	264,300	1,500	100	0.04%
39	265,700	1,500	265,800	1,600	100	0.04%
40	267,200	2,000	267,400	2,300	200	0.07%
41	269,200	1,300	269,700	900	500	0.19%
42	270,500	1,300	270,600	1,300	100	0.04%
43	271,800	1,600	271,900	1,700	100	0.04%
44	273,400	1,300	273,600	1,300	200	0.07%
45	274,700	1,300	274,900	1,300	200	0.07%
46	276,000	1,300	276,200	1,200	200	0.07%
47	277,300	1,400	277,400	1,500	100	0.04%
48	278,700	1,400	278,900	1,300	200	0.07%
49	280,100	1,100	280,200	1,200	100	0.04%
50	281,200	1,300	281,400	1,300	200	0.07%
51	282,500	1,400	282,700	1,400	200	0.07%
52	283,900	1,300	284,100	1,300	200	0.07%
53	285,200	1,200	285,400	1,200	200	0.07%
54	286,400	1,300	286,600	1,300	200	0.07%
55	287,700	1,500	287,900	1,500	200	0.07%
56	289,200	1,300	289,400	1,700	200	0.07%
57	290,500	1,100	291,100	700	600	0.21%
58	291,600	1,100	291,800	1,100	200	0.07%
59	292,700	1,100	292,900	1,000	200	0.07%
60	293,800	1,000	293,900	1,100	100	0.03%
61	294,800	900	295,000	900	200	0.07%
62	295,700	800	295,900	700	200	0.07%
63	296,500	800	296,600	900	100	0.03%
64	297,300	600	297,500	500	200	0.07%
65	297,900	1,300	298,000	1,300	100	0.03%
66	299,200	800	299,300	800	100	0.03%
67	300,000	800	300,100	900	100	0.03%
68	300,800	800	301,000	800	200	0.07%

	2級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
69	301,600	700	301,800	700	200	0.07%
70	302,300	800	302,500	800	200	0.07%
71	303,100	600	303,300	600	200	0.07%
72	303,700	300	303,900	300	200	0.07%
73	304,000	700	304,200	700	200	0.07%
74	304,700	700	304,900	600	200	0.07%
75	305,400	400	305,500	400	100	0.03%
76	305,800	400	305,900	400	100	0.03%
77	306,200	500	306,300	600	100	0.03%
78	306,700	500	306,900	500	200	0.07%
79	307,200	400	307,400	400	200	0.07%
80	307,600	300	307,800	500	200	0.07%
81	307,900	400	308,300	100	400	0.13%
82	308,300	400	308,400	500	100	0.03%
83	308,700	400	308,900	400	200	0.06%
84	309,100	400	309,300	400	200	0.06%
85	309,500	400	309,700	400	200	0.06%
86	309,900	400	310,100	300	200	0.06%
87	310,300	300	310,400	400	100	0.03%
88	310,600	700	310,800	600	200	0.06%
89	311,300	100	311,400	200	100	0.03%
90	311,400	300	311,600	300	200	0.06%
91	311,700	400	311,900	400	200	0.06%
92	312,100	300	312,300	200	200	0.06%
93	312,400	400	312,500	500	100	0.03%
94	312,800	400	313,000	400	200	0.06%
95	313,200	300	313,400	300	200	0.06%
96	313,500	500	313,700	400	200	0.06%
97	314,000	100	314,100	200	100	0.03%
98	314,100	300	314,300	200	200	0.06%
99	314,400	300	314,500	300	100	0.03%
100	314,700	200	314,800	400	100	0.03%
101	314,900	400	315,200	200	300	0.10%
102	315,300	200	315,400	300	100	0.03%
103	315,500	400	315,700	300	200	0.06%
104	315,900	500	316,000	500	100	0.03%
105	316,400	200	316,500	200	100	0.03%
106	316,600	300	316,700	400	100	0.03%
107	316,900	300	317,100	200	200	0.06%
108	317,200	300	317,300	600	100	0.03%
109	317,500	300	317,900	100	400	0.13%
110	317,800	300	318,000	300	200	0.06%
111	318,100	300	318,300	300	200	0.06%
112	318,400	300	318,600	300	200	0.06%
113	318,700	300	318,900	300	200	0.06%
114	319,000	300	319,200	300	200	0.06%
115	319,300	300	319,500	300	200	0.06%
116	319,600	300	319,800	300	200	0.06%
117	319,900	300	320,100	300	200	0.06%
118	320,200	300	320,400	300	200	0.06%
119	320,500	300	320,700	300	200	0.06%
120	320,800	300	321,000	300	200	0.06%
121	321,100	200	321,300	200	200	0.06%
122	321,300	200	321,500	200	200	0.06%
123	321,500	200	321,700	200	200	0.06%
124	321,700	200	321,900	200	200	0.06%
125	321,900	200	322,100	200	200	0.06%
126	322,100	200	322,300	200	200	0.06%
127	322,300	200	322,500	200	200	0.06%
128	322,500	200	322,700	200	200	0.06%
129	322,700	200	322,900	200	200	0.06%
130	322,900	200	323,100	200	200	0.06%
131	323,100	200	323,300	200	200	0.06%
132	323,300	200	323,500	200	200	0.06%
133	323,500	100	323,700	100	200	0.06%
134	323,600	100	323,800	100	200	0.06%
135	323,700	100	323,900	100	200	0.06%
136	323,800	100	324,000	100	200	0.06%

	2級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
137	323,900	100	324,100	100	200	0.06%
138	324,000	100	324,200	100	200	0.06%
139	324,100	100	324,300	100	200	0.06%
140	324,200	100	324,400	100	200	0.06%
141	324,300	100	324,500	100	200	0.06%
142	324,400	100	324,600	100	200	0.06%
143	324,500	100	324,700	100	200	0.06%
144	324,600	100	324,800	100	200	0.06%
145	324,700	100	324,900	100	200	0.06%
146	324,800	100	325,000	100	200	0.06%
147	324,900	100	325,100	100	200	0.06%
148	325,000	100	325,200	100	200	0.06%
149	325,100		325,300		200	0.06%
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
再任用職員	222,000		222,400		400	0.18%

	3級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
1	223,300	2,000	224,400	2,000	1,100	0.49%
2	225,300	1,800	226,400	1,800	1,100	0.49%
3	227,100	1,900	228,200	1,900	1,100	0.48%
4	229,000	2,000	230,100	2,100	1,100	0.48%
5	231,000	2,200	232,200	2,100	1,200	0.52%
6	233,200	1,700	234,300	1,800	1,100	0.47%
7	234,900	1,900	236,100	1,800	1,200	0.51%
8	236,800	2,000	237,900	2,000	1,100	0.46%
9	238,800	1,900	239,900	2,000	1,100	0.46%
10	240,700	2,000	241,900	1,900	1,200	0.50%
11	242,700	1,900	243,800	2,000	1,100	0.45%
12	244,600	2,000	245,800	1,900	1,200	0.49%
13	246,600	1,900	247,700	1,900	1,100	0.45%
14	248,500	1,900	249,600	1,900	1,100	0.44%
15	250,400	1,900	251,500	1,900	1,100	0.44%
16	252,300	1,900	253,400	1,800	1,100	0.44%
17	254,200	1,900	255,200	2,000	1,000	0.39%
18	256,100	2,000	257,200	2,000	1,100	0.43%
19	258,100	1,900	259,200	1,900	1,100	0.43%
20	260,000	1,700	261,100	1,800	1,100	0.42%
21	261,700	1,900	262,700	2,000	1,000	0.38%
22	263,600	2,000	264,700	2,100	1,100	0.42%
23	265,600	2,000	266,800	1,900	1,200	0.45%
24	267,600	2,100	268,700	1,900	1,100	0.41%
25	269,700	1,800	270,600	2,000	900	0.33%
26	271,500	2,000	272,600	1,900	1,100	0.41%
27	273,500	1,800	274,500	1,900	1,000	0.37%
28	275,300	1,800	276,400	1,100	1,100	0.40%
29	277,100	2,000	277,500	2,700	400	0.14%
30	279,100	2,000	280,200	2,000	1,100	0.39%
31	281,100	1,800	282,200	1,800	1,100	0.39%
32	282,900	1,900	284,000	1,400	1,100	0.39%
33	284,800	1,800	285,400	2,000	600	0.21%
34	286,600	1,700	287,400	1,700	800	0.28%
35	288,300	1,800	289,100	1,800	800	0.28%
36	290,100	1,700	290,900	1,600	800	0.28%
37	291,800	1,700	292,500	1,800	700	0.24%
38	293,500	1,600	294,300	1,600	800	0.27%
39	295,100	1,800	295,900	1,700	800	0.27%
40	296,900	1,500	297,600	1,300	700	0.24%
41	298,400	1,600	298,900	1,900	500	0.17%
42	300,000	1,700	300,800	1,600	800	0.27%
43	301,700	1,600	302,400	1,600	700	0.23%
44	303,300	1,600	304,000	1,800	700	0.23%
45	304,900	1,500	305,800	1,300	900	0.30%
46	306,400	1,200	307,100	1,200	700	0.23%
47	307,600	1,300	308,300	1,300	700	0.23%
48	308,900	1,600	309,600	1,600	700	0.23%
49	310,500	1,300	311,200	1,300	700	0.23%
50	311,800	1,300	312,500	1,200	700	0.22%
51	313,100	1,200	313,700	1,200	600	0.19%
52	314,300	1,200	314,900	1,200	600	0.19%
53	315,500	1,000	316,100	900	600	0.19%
54	316,500	900	317,000	1,000	500	0.16%
55	317,400	1,000	318,000	900	600	0.19%
56	318,400	800	318,900	1,000	500	0.16%
57	319,200	1,000	319,900	800	700	0.22%
58	320,200	700	320,700	800	500	0.16%
59	320,900	800	321,500	700	600	0.19%
60	321,700	200	322,200	200	500	0.16%
61	321,900	1,500	322,400	1,400	500	0.16%
62	323,400	800	323,800	900	400	0.12%
63	324,200	700	324,700	700	500	0.15%
64	324,900	500	325,400	300	500	0.15%
65	325,400	600	325,700	1,000	300	0.09%
66	326,000	700	326,700	600	700	0.21%
67	326,700	800	327,300	700	600	0.18%
68	327,500	300	328,000	700	500	0.15%

	3級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
69	327,800	900	328,700	600	900	0.27%
70	328,700	600	329,300	600	600	0.18%
71	329,300	600	329,900	600	600	0.18%
72	329,900	600	330,500	200	600	0.18%
73	330,500	500	330,700	900	200	0.06%
74	331,000	600	331,600	600	600	0.18%
75	331,600	600	332,200	600	600	0.18%
76	332,200	400	332,800	300	600	0.18%
77	332,600	800	333,100	900	500	0.15%
78	333,400	600	334,000	600	600	0.18%
79	334,000	600	334,600	500	600	0.18%
80	334,600	500	335,100	600	500	0.15%
81	335,100	500	335,700	500	600	0.18%
82	335,600	500	336,200	500	600	0.18%
83	336,100	500	336,700	500	600	0.18%
84	336,600	400	337,200	500	600	0.18%
85	337,000	500	337,700	400	700	0.21%
86	337,500	500	338,100	500	600	0.18%
87	338,000	400	338,600	400	600	0.18%
88	338,400	600	339,000	600	600	0.18%
89	339,000	400	339,600	400	600	0.18%
90	339,400	500	340,000	500	600	0.18%
91	339,900	400	340,500	400	600	0.18%
92	340,300	500	340,900	500	600	0.18%
93	340,800	400	341,400	400	600	0.18%
94	341,200	400	341,800	400	600	0.18%
95	341,600	600	342,200	600	600	0.18%
96	342,200	400	342,800	400	600	0.18%
97	342,600	500	343,200	500	600	0.18%
98	343,100	400	343,700	400	600	0.17%
99	343,500	600	344,100	600	600	0.17%
100	344,100	400	344,700	400	600	0.17%
101	344,500	400	345,100	400	600	0.17%
102	344,900	500	345,500	500	600	0.17%
103	345,400	500	346,000	500	600	0.17%
104	345,900	300	346,500	300	600	0.17%
105	346,200	500	346,800	600	600	0.17%
106	346,700	600	347,400	500	700	0.20%
107	347,300	500	347,900	500	600	0.17%
108	347,800	300	348,400	300	600	0.17%
109	348,100	400	348,700	400	600	0.17%
110	348,500	300	349,100	300	600	0.17%
111	348,800	400	349,400	400	600	0.17%
112	349,200	200	349,800	200	600	0.17%
113	349,400	300	350,000	300	600	0.17%
114	349,700	300	350,300	300	600	0.17%
115	350,000	300	350,600	300	600	0.17%
116	350,300	200	350,900	300	600	0.17%
117	350,500	200	351,200	200	700	0.20%
118	350,700	400	351,400	300	700	0.20%
119	351,100	300	351,700	300	600	0.17%
120	351,400	300	352,000	300	600	0.17%
121	351,700	400	352,300	400	600	0.17%
122	352,100	400	352,700	400	600	0.17%
123	352,500	400	353,100	400	600	0.17%
124	352,900	400	353,500	400	600	0.17%
125	353,300	400	353,900	400	600	0.17%
126	353,700	400	354,300	400	600	0.17%
127	354,100	400	354,700	400	600	0.17%
128	354,500	400	355,100	400	600	0.17%
129	354,900	400	355,500	400	600	0.17%
130	355,300	400	355,900	400	600	0.17%
131	355,700	400	356,300	400	600	0.17%
132	356,100	400	356,700	400	600	0.17%
133	356,500	400	357,100	400	600	0.17%
134	356,900	400	357,500	400	600	0.17%
135	357,300	400	357,900	400	600	0.17%
136	357,700	400	358,300	400	600	0.17%

	3級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
137	358,100	400	358,700	400	600	0.17%
138	358,500	400	359,100	400	600	0.17%
139	358,900	400	359,500	400	600	0.17%
140	359,300	400	359,900	400	600	0.17%
141	359,700	400	360,300	400	600	0.17%
142	360,100	400	360,700	400	600	0.17%
143	360,500	400	361,100	400	600	0.17%
144	360,900	400	361,500	400	600	0.17%
145	361,300	400	361,900	400	600	0.17%
146	361,700	400	362,300	400	600	0.17%
147	362,100	400	362,700	400	600	0.17%
148	362,500	400	363,100	400	600	0.17%
149	362,900	400	363,500	400	600	0.17%
150	363,300	400	363,900	400	600	0.17%
151	363,700	400	364,300	400	600	0.16%
152	364,100	400	364,700	400	600	0.16%
153	364,500	300	365,100	300	600	0.16%
154	364,800	300	365,400	300	600	0.16%
155	365,100	300	365,700	300	600	0.16%
156	365,400	300	366,000	300	600	0.16%
157	365,700		366,300		600	0.16%
再任用職員	242,800		243,200		400	0.16%

	4級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
1	227,000	1,800	228,100	1,900	1,100	0.48%
2	228,800	1,800	230,000	1,800	1,200	0.52%
3	230,600	2,100	231,800	2,000	1,200	0.52%
4	232,700	1,900	233,800	1,900	1,100	0.47%
5	234,600	1,800	235,700	1,900	1,100	0.47%
6	236,400	2,000	237,600	1,900	1,200	0.51%
7	238,400	1,900	239,500	1,900	1,100	0.46%
8	240,300	2,000	241,400	2,000	1,100	0.46%
9	242,300	1,900	243,400	2,000	1,100	0.45%
10	244,200	2,000	245,400	2,000	1,200	0.49%
11	246,200	2,100	247,400	2,100	1,200	0.49%
12	248,300	1,900	249,500	1,800	1,200	0.48%
13	250,200	2,200	251,300	2,200	1,100	0.44%
14	252,400	1,900	253,500	2,000	1,100	0.44%
15	254,300	2,000	255,500	2,000	1,200	0.47%
16	256,300	1,900	257,500	1,900	1,200	0.47%
17	258,200	2,400	259,400	2,400	1,200	0.46%
18	260,600	2,000	261,800	2,000	1,200	0.46%
19	262,600	2,000	263,800	2,000	1,200	0.46%
20	264,600	1,800	265,800	1,900	1,200	0.45%
21	266,400	2,100	267,700	2,100	1,300	0.49%
22	268,500	2,000	269,800	1,900	1,300	0.48%
23	270,500	2,000	271,700	1,900	1,200	0.44%
24	272,500	1,800	273,600	1,900	1,100	0.40%
25	274,300	2,200	275,500	2,100	1,200	0.44%
26	276,500	2,100	277,600	2,100	1,100	0.40%
27	278,600	2,100	279,700	2,100	1,100	0.39%
28	280,700	2,300	281,800	2,300	1,100	0.39%
29	283,000	1,800	284,100	1,900	1,100	0.39%
30	284,800	2,000	286,000	2,000	1,200	0.42%
31	286,800	2,000	288,000	1,900	1,200	0.42%
32	288,800	1,700	289,900	1,700	1,100	0.38%
33	290,500	2,000	291,600	2,000	1,100	0.38%
34	292,500	2,100	293,600	2,100	1,100	0.38%
35	294,600	1,900	295,700	1,900	1,100	0.37%
36	296,500	1,800	297,600	1,700	1,100	0.37%
37	298,300	2,000	299,300	2,000	1,000	0.34%
38	300,300	1,800	301,300	1,800	1,000	0.33%
39	302,100	2,100	303,100	2,100	1,000	0.33%
40	304,200	1,800	305,200	1,800	1,000	0.33%
41	306,000	1,800	307,000	1,700	1,000	0.33%
42	307,800	1,900	308,700	1,900	900	0.29%
43	309,700	2,000	310,600	2,000	900	0.29%
44	311,700	1,800	312,600	1,700	900	0.29%
45	313,500	1,900	314,300	1,900	800	0.26%
46	315,400	1,700	316,200	1,700	800	0.25%
47	317,100	1,700	317,900	1,700	800	0.25%
48	318,800	1,700	319,600	1,700	800	0.25%
49	320,500	1,800	321,300	1,800	800	0.25%
50	322,300	1,600	323,100	1,600	800	0.25%
51	323,900	1,700	324,700	1,700	800	0.25%
52	325,600	1,700	326,400	1,400	800	0.25%
53	327,300	1,500	327,800	1,700	500	0.15%
54	328,800	1,300	329,500	1,300	700	0.21%
55	330,100	1,200	330,800	1,200	700	0.21%
56	331,300	1,200	332,000	1,200	700	0.21%
57	332,500	1,300	333,200	1,300	700	0.21%
58	333,800	1,200	334,500	1,100	700	0.21%
59	335,000	1,000	335,600	1,000	600	0.18%
60	336,000	1,200	336,600	1,200	600	0.18%
61	337,200	1,100	337,800	1,100	600	0.18%
62	338,300	1,200	338,900	1,200	600	0.18%
63	339,500	1,100	340,100	1,200	600	0.18%
64	340,600	1,200	341,300	1,100	700	0.21%
65	341,800	900	342,400	1,000	600	0.18%
66	342,700	900	343,400	800	700	0.20%
67	343,600	900	344,200	900	600	0.17%
68	344,500	800	345,100	800	600	0.17%

	4級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
69	345,300	900	345,900	900	600	0.17%
70	346,200	700	346,800	800	600	0.17%
71	346,900	700	347,600	700	700	0.20%
72	347,600	700	348,300	600	700	0.20%
73	348,300	600	348,900	600	600	0.17%
74	348,900	700	349,500	700	600	0.17%
75	349,600	600	350,200	600	600	0.17%
76	350,200	700	350,800	700	600	0.17%
77	350,900	600	351,500	600	600	0.17%
78	351,500	600	352,100	600	600	0.17%
79	352,100	500	352,700	500	600	0.17%
80	352,600	500	353,200	400	600	0.17%
81	353,100	500	353,600	600	500	0.14%
82	353,600	500	354,200	500	600	0.17%
83	354,100	600	354,700	600	600	0.17%
84	354,700	500	355,300	500	600	0.17%
85	355,200	500	355,800	500	600	0.17%
86	355,700	500	356,300	500	600	0.17%
87	356,200	500	356,800	600	600	0.17%
88	356,700	500	357,400	400	700	0.20%
89	357,200	500	357,800	500	600	0.17%
90	357,700	500	358,300	500	600	0.17%
91	358,200	500	358,800	500	600	0.17%
92	358,700	500	359,300	500	600	0.17%
93	359,200	400	359,800	400	600	0.17%
94	359,600	600	360,200	600	600	0.17%
95	360,200	500	360,800	500	600	0.17%
96	360,700	500	361,300	500	600	0.17%
97	361,200	500	361,800	500	600	0.17%
98	361,700	400	362,300	400	600	0.17%
99	362,100	500	362,700	500	600	0.17%
100	362,600	400	363,200	500	600	0.17%
101	363,000	600	363,700	500	700	0.19%
102	363,600	500	364,200	500	600	0.17%
103	364,100	500	364,700	500	600	0.16%
104	364,600	600	365,200	500	600	0.16%
105	365,200	200	365,700	300	500	0.14%
106	365,400	400	366,000	500	600	0.16%
107	365,800	600	366,500	500	700	0.19%
108	366,400	400	367,000	400	600	0.16%
109	366,800	400	367,400	400	600	0.16%
110	367,200	400	367,800	400	600	0.16%
111	367,600	300	368,200	400	600	0.16%
112	367,900	500	368,600	300	700	0.19%
113	368,400	300	368,900	400	500	0.14%
114	368,700	400	369,300	500	600	0.16%
115	369,100	500	369,800	400	700	0.19%
116	369,600	400	370,200	400	600	0.16%
117	370,000	400	370,600	400	600	0.16%
118	370,400	400	371,000	400	600	0.16%
119	370,800	400	371,400	400	600	0.16%
120	371,200	300	371,800	300	600	0.16%
121	371,500		372,100		600	0.16%
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

	4級					
	現行		最終		現一最 改定額	現一最 改定率
	月額	間差	月額	間差		
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
再任用職員	273,500		273,900		400	0.15%

2016 賃金確定闘争 区長会の最終提案に対する判断について（案）

2016 年 11 月 17 日

東京清掃労働組合

第 3 回中央委員会

I 2016 賃金確定闘争の経過

1. 2016 賃金確定闘争は、民間企業の賃上げ結果を特別区職員の月例給及び一時金に正確に反映させるとともに、長年にわたり訴え続けてきた切替調整措置の終了、技能・業務系人事制度の改善、再任用職員の賃金水準の改善等に対し、区長会の前向きな姿勢を引き出すことが大きな課題となった。

地方交付税におけるトップランナー方式は、自治体における民間委託等の導入を拡大し、地方財政の圧縮を強要するものである。総務省が公表した平成 29 年度予算概算要求は、地方交付税が前年比 7 千億円のマイナスとなった。2016 賃金確定闘争は、こうした国からの圧力が強まる情勢の下での闘いとなった。

2. 3 月 16 日、第 1 回団体交渉で「2016 年度現業系賃金・人事制度要求書」を提出。5 月 25 日の夏季手当要求第 1 回団交、6 月 22 日の夏季手当要求第 2 回団交と、機会を得るごとに人事・給与制度の改善を求め続けた。また、9 月 15 日には特別区人事委員会に対して要請行動を取り組み、全国一生計費のかかる首都圏で暮らす特別区職員の生活実態と、精確な公民比較を踏まえた給料表の改定を勧告するよう求めた。

10 月 11 日に特別区人事委員会は、月例給の公民較差（584 円、0.15%）を解消するため給料表の引上げ改定、一時金も 0.1 月引上げ（勤勉手当に割振り）とする 3 年連続の給与改善を勧告したが、特別区においては、自宅に係る住居手当廃止の経過措置期間にあることや、民間における春闘情勢等を考えると到底納得できない勧告内容であった。

3. わが組合は勧告が出された後、ただちに区長会に対する要請行動を実施し、引上げ勧告を踏まえた業務職給料表を早期に提示し、我われとの協議を行うよう求めた。

区長会は、2016 勧告の取扱いについて「勧告を尊重する姿勢」としながら、「慎重に検討してまいります」と、勧告どおりに給料表の改定を実施することを最終局面まで明確にできなかった。

また、業務職給料表についても「依然として高い水準にある」という認識を示し、「慎重に検討を行ってまいります」と、さらに慎重な姿勢を強調し続けた。我われが最重点課題と位置付けた切替調整措置の終了要求に対しては、「業務職給料表の水準に関わる重要な課題」「非常に厳しいもの」という認識を繰り返し、見直しを拒む姿

勢に固執した。

4. 10月24日、連合会館において2016賃金確定闘争勝利！第一波総決起集会を開催した。不当な区長会の姿勢を糾し、要求獲得に向けて全組合員の固い団結で、2016賃金確定闘争に勝利するための意思統一をはかることを目的とする闘争開始宣言集会となった。その後、地連ごとの第二波総決起集会と各ブロック幹事区長に対する要請行動の取組み、職場からの全組合員と家族による署名行動、各区長への要請行動、ステッカー闘争等を取り組み、特別区に働く清掃職員の賃金・労働条件の改善を訴え続けた。

5. 2016賃金確定闘争も大詰めを迎えた11月11日、第1回拡大闘争委員会を開催し、①人事委員会勧告を尊重し、国からの圧力に屈せず労使による自主的・主体的な決着を求める。②人事管理上からも大きな問題を含む切替調整措置の廃止を求める。③行政系人事制度の見直し協議の中で、技能・業務系人事制度に与える影響について検討を行うとともに、必要な協議を求める。④特別区人事委員会が実施する「平成28年度再任用職員等実態調査」を受けて、何らかの具体的な措置を実施するよう求める。以上の4点について、区長会からの前向きな姿勢を引き出すことを最重点課題として確認した。

また、区長会が最終交渉日と設定した11月17日（木）の翌日の18日（金）、始業時から1時間の実力行使の準備指令を発し、膠着状態に陥っている協議の進展をはかり、区長会に対し歩み寄りを求めることも全会一致で確認された。

6. その後の協議でも双方の主張は平行線を辿り、区長会が最終交渉日とした17日夜、局面の打開に向けて中央執行委員長・書記長と区長会側交渉委員の責任者である副区長会正副会長との会談が持たれた。

【副区長会正副会長から示された最終提案内容】

1 勧告

- ・給料表の引上げ改定、特別給の0.1月分引上げ
- ・業務職給料表も行（一）給料表に準じて引上げ改定

2 技能・業務系人事制度

- ・行政系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度に影響が生じると見込まれるときには、その対応について、皆さんと協議してまいりたいと考えております。

3 雇用と年金の接続

- ・私どもといたしましては、（再任用職員等実態）調査の動向についても、注視するとともに、必要があると認められる場合には、所要の検討をしてまいりたいと考えております。

副区長会正副会長から、以上の踏み込んだ考え方が示されたことから、清掃労組中

央執行委員長・書記長、特区連委員長・書記長による四者会談を持ち、両組織とも提案を受けることを確認した。その後の専門委員会交渉での説明を経て、20時29分から開催された第4回団体交渉で区長会提案を最終案として受けた。区長会の最終案は以下の内容である。

Ⅱ 2016年賃金確定闘争、区長会の最終案について

1 勧告給料表の扱い、業務職給料表の引上げ改定

- ・給与改定について、勧告どおり実施
- ・適用日：平成27年4月1日
- ・特別給について、年間支給月数を0.1月引上げ（勤勉手当に配分）
- ・業務職給料表について、行(一)給料表に準じて引上げ改定（平均改定率0.2%）
- ・現業系再任用職員について、一律400円の引上げ改定

2 切替調整措置について

区長会は、「業務職給料表につきましては、依然として高い水準にあると認識」、「したがって、引き続き昇給調整措置を維持する必要があると考えております」と従来の考え方を繰り返し、踏み込んだ回答は得られなかった。

3 技能・業務系人事制度の改善について

区長会は、第4回団体交渉で、「行政系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度に影響が生じると見込まれる場合には、その対応について、皆さんと協議してまいりたいと考えております」「各区における制度の運用状況等から必要性が認められる場合には、適切な検討を行ってまいりたいと考えております」と言及した。

4 雇用と年金の接続について

区長会は、第4回団体交渉で、人事委員会が実施している再任用職員等実態調査に係って、「この調査の動向についても、注視するとともに、必要があると認められる場合には、所要の検討をしてまいりたいと考えております」と言及した。

5 その他の課題

(1) 勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて

【趣旨】育児休業の取得促進を図るため、国や他団体の動向を踏まえ、勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて、見直しを行う。

【内容】勤勉手当の支給期間における欠勤日数の算定に当たり、育児休業の承認に係る期間が1か月以下である場合は、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする。

【実施時期】平成 29 年 6 月支給分の勤勉手当から適用する。

(2) 介護時間等に係る給与の取扱いについて

【趣旨】育児・介護休業法の改正趣旨等を踏まえ、仕事と生活の両立を支援する観点から、介護時間に係る給与の取扱いについて定める。あわせて、介護休暇及び部分休業に係る給与の取扱いについて、見直しを行う。

【内容】① 給与（取得した時間の給与の支給について）

介護時間：支給しない

② 昇給（欠勤等による昇給の抑制について）

介護時間：昇給を抑制しない

介護休暇：昇給を抑制しない

③ 期末手当（支給割合における欠勤等日数の算定について）

介護時間：算定しない

④ 勤勉手当（支給割合における欠勤等日数の算定について）

介護時間：30 日を超える場合は 1 日と換算して算定

部分休業：30 日を超える場合は 2/3 日と換算して算定

【実施時期】平成 29 年 6 月支給分の勤勉手当から適用する。

(3) 昇任選考における「育児休業中の者の取扱い」の見直しについて

【趣旨】育児休業の取得促進及び女性職員の活躍推進の観点から、昇任選考における「育児休業中の者の取扱い」について、見直しを行う。

【見直し内容】育児休業中の者が対象となる昇任選考を受験することができるよう実施要綱等を改正する。

昇任選考の合格者については、原則として、合格した年度の翌年度の初日に昇任させるものとする。ただし、当該日に育児休業中の者については、原則として、復職の日に昇任させるものとする。

【適用年度】平成 29 年度実施の昇任選考から適用する。

Ⅲ 区長会最終提案に対する判断について

1 勧告給料表の扱い、業務職給料表の引上げ改定について

(1) 勧告給料表の取り扱いについて

本年の特別区人事委員会の報告・勧告は、25 年ぶりに 3 年連続で月例給・一時金ともに引き上げ改定とした。自宅に係る住居手当廃止の経過期間中にあることや、民間の春闘情勢を踏まえると、その内容は納得できるものではなかったが、勧告制度が果たしてきた役割を踏まえ、一時金の支給月数を含めて勧告の完全実施を決断させた。地方に対する国からの圧力が強まる中、自主的・主体的な決着をはかったことは評価ができる。

(2) 業務職給料表の引上げ改定について

「業務職給料表は依然として高い水準にある」とする区長会は、業務職給料表の改定について慎重な姿勢を強調し続けた。区長会の認識を改めさせるべく、専門委員会を通じ官民比較や国公比較の不当性を主張したが、認識を改めさせるには至らなかった。しかし、最終局面で行（一）給料表の改定に準じた引上げ改定、現業系再任用職員も一律 400 円の引上げ改定を決断させたことは評価ができる。

2 切替調整措置の取り扱いについて

「引き続き昇給調整措置を維持する必要がある」という区長会の認識を変えるには至らず、大きく不満が残る回答である。一昨年、昨年と 2 年続けて見直しされたこともあり、区長会は、今賃金確定期での見直しには、否定的な姿勢に固執した。

3 技能・業務系人事制度について

区長会は、14 時 05 分から持たれた小委員会交渉で、「技能・業務系人事制度は、特別区における技能・業務系職場の実態を踏まえた任用体系として制度設計をし、労使合意に至ったものであり、現時点においては、所要の見直しを図ってきているものと認識しております」と、解決済みの課題であるという認識を示した。

第 4 回団体交渉で、「行政系人事制度の見直しにより、技能・業務系人事制度に影響が生じると見込まれるときには、その対応について、皆さんと協議してまいりたいと考えております」と、これまでの考え方から踏み込んだ考え方を示し、今後の協議を担保させてことは評価ができる。

4 雇用と年金の接続について

わが組合は、雇用と年金を確実に接続する新たな高齢期雇用制度を構築するよう、繰り返し求めてきたが、特別区人事委員会及び区長会は、国や他団体の動向を注視するとして課題の先送りを続けてきた。

特別区人事委員会は、「平成 28 年職員の給与に関する報告及び勧告」の中で、「フルタイム再任用職員の活用が更に拡大している状況を踏まえ、各区における再任用職員の活用状況を把握し、組織全体の活力向上策の研究を進めるための実態調査を実施する」とした。これを受けて区長会は、「この調査の動向についても注視するとともに、必要があると認められる場合には、所要の検討をしてまいりたい」と言及した。

このことは、今後の協議についての道筋をつけたものとして評価がせきる。

5 その他の課題について

- ・ 勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて
- ・ 介護時間等に係る給与の取扱いについて
- ・ 昇任選考における「育児休業中の者の取扱い」の見直しについて